

「京急プレミアムポイント規約」改正の新旧対照表（改正部分赤字）

改正案	現行
<p><u>（会員の優待特典）</u></p> <p><u>第3条 会員は、カードを提示することで、当社と契約した加盟店で、ポイント付与などカードの付帯サービスおよび優待特典（以下「優待」という。）を利用することができます。利用できる優待内容については、当社が適切と考える方法により、会員にお知らせいたします。</u></p> <p><u>2. 会員は、優待の利用について、ご利用の加盟店に本規約以外の規約がある場合は、それに従ってご利用いただきます。</u></p> <p><u>3. 会員は、当社が優待の内容を変更または、廃止する場合があることを予め承諾します。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p>※京急プレミアムポイント専用カード会員規約第4から移行</p>
<p>以下、各条（1つ）繰り下げ</p>	
<p><u>（ポイント券の発行）</u></p> <p><u>第7条</u> ポイントは、発行機により、原則として1ポイントあたり1円の割合で京急プレミアムポイント券（以下「ポイント券」という。）と引き換えることができます。ポイント券の発行単位は発行機の設置場所により異なりますので、当社または加盟店にご確認ください。なお、発行機のご利用時間は、設置場所ごとに定めるものとします。</p> <p>2～3（略）</p> <p><u>4. ポイント券として発行したポイントを原則積み立てたポイントに戻すことは出来ません。</u></p> <p><u>5. カードは発行後すぐにご利用いただけますが、発行機のご利用は申し込み用紙での新規ご入会受付の場合、約1週間後となります。この間はポイント券の発行はできません。</u></p>	<p><u>（ポイント券の発行）</u></p> <p>第6条 ポイントは、発行機により、原則として1ポイントあたり1円の割合で京急プレミアムポイント券（以下「ポイント券」という。）と引き換えることができます。ポイント券の発行単位は発行機の設置場所により異なりますので、当社または加盟店にご確認ください。なお、発行機のご利用時間は、設置場所ごとに定めるものとします。</p> <p>2～3（略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>4. カードは発行後すぐにご利用いただけますが、発行機のご利用は申し込み用紙での新規ご入会受付の場合、約1週間後となります。この間はポイント券の発行はできません。</p>

<p>(会員資格の喪失)</p> <p><u>第11条</u> 会員が次の各号の一にでも該当した時は、<u>会員資格を喪失すると同時に、積立ポイントはすべて消滅するものとします。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 死亡したとき(ただし、京急プレミアムポイントゴールド HANEDA AIRPORT PLUS・京急プレミアムポイントシルバー家族会員カードの積立ポイントを除く)</p>	<p>(会員資格の喪失)</p> <p>第10条 会員が次の各号の一にでも該当した時は、<u>会員資格を喪失するものとし、直ちにカードを当社に返還しなければならないものとします。なお、会員資格の喪失と同時に、積立ポイントはすべて消滅するものとします。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>
<p><u>(会員サービスの中止・中断)</u></p> <p><u>第13条</u> 当社は、次の各号に掲げる事象が起こった場合、<u>会員サービスの運営を中止・中断することができます。</u></p> <p><u>(1) 会員サービスのシステムの保守を定期的にまたは緊急に行う場合</u></p> <p><u>(2) 天災、災害その他の事由により、会員サービスの提供が通常どおりでなくなった場合</u></p> <p><u>(3) その他、当社が、会員サービスの運営上、一時的な中断を必要と判断した場合</u></p> <p><u>2. 当社は、前項の規定により、会員サービスの運営を中止・中断するときは、予めその旨を会員に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</u></p> <p><u>3. 当社は、第1項の規定により、会員サービスの運営を中止・中断したことによって会員が被った不利益については、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社はその復元・補償など一切の責任を負いません。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>以下、各条(1つ) 繰り下げ</p>	

<p>(規約の変更等)</p> <p><u>第 14 条 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本規約を変更することができます。</u></p> <p><u>(1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p><u>(2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</u></p> <p><u>2. 当社は前項による本規約の変更にあたり、事前にホームページ（京急プレミアポイントWEB）および加盟店（一部除く）の店頭への掲示その他当社が適切と考える方法により、会員に通知し周知いたします。</u></p> <p><u>3. 変更後の本規約の効力発生日以降に会員がポイントサービスを利用したときは、会員は、本規約の変更に同意したものとみなします。</u></p>	<p>(規約の変更等)</p> <p>第 12 条 本規約の内容は、予告なく変更、改定または廃止する場合があります。この場合、当社は、当社ホームページおよび加盟店の店頭への掲示その他当社が適切と考える方法により、会員に通知いたします。なお、会員への通知後に、ポイント付与されまたはポイント券の発行をしたときは、本規約の改定を承認したものとみなします。</p>
<p>【相談窓口】</p> <p>本規約についてのお問い合わせ、ご相談は下記相談窓口までご連絡ください。</p> <p>京急プレミアポイント事務局 フリーダイヤル 0120-014-521</p> <p><u>(2021 年 4 月 1 日改定)</u></p>	<p>【相談窓口】</p> <p>1. 本規約に関するお問合せは、下記相談窓口までご連絡ください。</p> <p>京急プレミアポイント事務局 フリーダイヤル 0120-014-521</p> <p><u>(追加)</u></p>